

第四百十三号議案

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条第二号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行等に伴い、規定を整備する必要がある。